



《税務の知識》所得拡大促進税制

はじめに

平成25年度の税制改正において、所得拡大促進税制が創設されました。当該税制は、個人の所得水準を底上げすることを目的として、法人又は個人事業主（以下、法人等）が国内雇用者に対する給与等支給額を一定額以上増加した場合に、法人税等の税額控除を認めるものです。

1. 制度概要

対象期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度であり、合計で3年間となります。 (なお、個人事業主の場合は平成26年1月1日から平成28年12月31日まで)
基準事業年度とは	平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度
適用要件	青色申告書を提出している法人等であり、以下の①～③すべての要件を満たす必要があります（連結法人の場合は連結グループ全体で判断）。 ①基準事業年度と比較して5%以上の給与等支給額の増加 ②前事業年度の給与等支給額を下回らないこと ③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと
税額控除額	基準事業年度からの増加額の10% ただし、法人税額の10%（中小企業者等については20%）を限度とします。

2. 他の制度との適用関係

当該制度の他にも、雇用・所得の拡大を目的として以下のような税額控除制度が規定されていますが、これらとの併用はできず、いずれかの選択適用となります。

- ・雇用者の数が増加した場合の税額控除（雇用促進税制）
- ・復興産業集積区域において被災雇用者を雇った場合の税額控除
- ・避難解除区域等において避難対象者等を雇った場合の税額控除
- ・立地促進区域において避難対象雇用者等を雇った場合の税額控除

なお、雇用に関する助成金との併用は可能ですが、当該金額については、給与支給額の算定に際して差引く必要があります。

3. 必要な届出・手続等

本制度適用のためには、給与等支給の増加額や控除を受ける金額及びそれらの計算に関する明細を記載した書類を、確定申告書に添付する必要があります。

しかし、税務申告より前に特段の届出や認定を受ける等の手続は必要ありません。

結び

昨今のアベノミクス効果により企業の業績は上昇基調にあり、雇用者に対する給与も増加することが予想されます。当該制度をご検討の際には、是非、一度幣所までご相談ください。

(担当：折田)

(イメージ図)

